

平成 18 年度 (2006 年度) 受験案内

大阪・北摂都市職員募集のお知らせ

平成 18 年 8 月

豊中市・吹田市・高槻市・箕面市
摂津市・池田市・茨木市

申込受付期間 8月25日(金)～9月5日(火)
申し込みは郵送による方法のみに限ります(9月5日当日消印有効)
試験日 9月17日(日)

北摂各市は、平成 19 年度採用予定者の試験をこの案内のとおり共同で実施します。
この試験の合格者に対する第 2 次以降の試験は、引き続きそれぞれの市で行います。

北摂都市

北摂都市は、淀川の北、大阪府の北部にあり、成熟都市として全国的にも高い評価を得ており、今後さらに政治、経済、文化の中枢をになうべく繁栄、発展をつづけていきます。

地方公務員について

地方公務員とは、地方公共団体(都道府県市町村等)に勤務する者で、地域住民の利益、生活の向上、福祉の増進をはかる全体の奉仕者です。地方公務員の仕事は職場によって異なりますが、どの職場においても、自分の能力を十分に発揮することができるようになっています。

事務系 各市行政事務の事務的部門(総務、窓口、福祉、教育等)に従事します。

技術系 各市行政事務の技術的部門(上・下水道、道路、処理場、都市開発等)に従事します。

試験区分及び採用予定人員

採用予定人員は、次のとおりです。

| 市名 | 職種 | | | 技術系 | | | | | | | | | | | | | | | 保育士 |
|-----|-----|----|----------|-----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|---|-----|
| | 事務系 | | | 電気 | | | 機械 | | | 土木 | | | 建築 | | | 化学 | | | |
| | 大学 | 短大 | 高校 中学 | 大 | 短 | 高 | 大 | 短 | 高 | 大 | 短 | 高 | 大 | 短 | 高 | 大 | 短 | 高 | |
| 豊中市 | 8 | | | 2 | | | 2 | | | 3 | | | 2 | | | | | | |
| 吹田市 | 17 | | | | | | | | | 5 | | | 2 | | | | | | 9 |
| 高槻市 | 40 | | | 1 | | | 3 | | | 4 | | | | | | | | | 2 |
| 箕面市 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 摂津市 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 |
| 池田市 | 6 | | | 1 | | | 1 | | | 3 | | | | | | 1 | | | 1 |
| 茨木市 | 30 | | | | | | | | | 6 | | | 3 | | | | | | |

受験資格

受験都市へ通勤可能で、次の各資格要件（最終学歴、資格及び年齢）を同時に満たす人

| 受験資格 | 事務系 | 技術系 | 保育士 |
|-----------|--|---|--|
| | 学校教育法による学校を平成16年3月以降に卒業した人又は平成19年3月卒業見込みの人 | 学校教育法による学校（各専門課程）を平成15年3月以降に卒業した人又は平成19年3月卒業見込みの人 | 昭和55年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を取得している人又は平成19年3月資格取得見込みの人 |
| 大学卒 | 昭和56年4月2日以降に生まれた人 | 昭和55年4月2日以降に生まれた人 | |
| 短大 高专卒 | 昭和58年4月2日以降に生まれた人 | 昭和57年4月2日以降に生まれた人 | |
| 高校卒 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人 | 昭和59年4月2日以降に生まれた人 | |

なお、高校卒の試験については、最終学歴が中学卒（高校卒程度の学力を有する人で昭和60年4月2日以降平成元年4月1日までに生まれた人）の場合でも事務系に限り受験できます。

また、大学院を修了又は修了見込みの人は、修了年月が上記の学歴の卒業年月を満たし、かつ、大学卒の年齢要件を満たす場合に、大学卒の区分で受験できます。

ただし、次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。（地方公務員法第16条）

| |
|--|
| 一． 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） |
| 二． 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 |
| 三． 受験都市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 |
| 四． 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 |
| 五． 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

国籍は問いません。

点字または拡大文字による受験

試験職種「事務系」については、点字による受験ができます。

点字または拡大文字による受験手続きは第1志望都市で行ってください。その際、点字による受験を希望する人は試験申込書の点字受験希望欄に「有」と記入、拡大文字による受験を希望する人は申込受付期間中に第1志望都市に申し出てください（電話可）。但し、点字による受験に限り第1志望がいずれの都市であっても試験会場は池田府市合同庁舎（池田市役所内）となりますので注意してください。

試験の日時、場所、方法及び発表

第1次試験

| 日 時 | 場 所 | 試 験 科 目 | 発 表 |
|--|------------------------|--|---|
| 平成18年 9月17日(日) 受験票に記載の時間割 を参照してください | 各市試験会場 (別紙参照) | 1. 一般教養試験(択一式) 一般的知識(国語、社会、 英語、数学、理科、人権問 題等) 一般的知能(文章理解、 判断推理、数的推理、資料 解釈等) | 第1次合格発表 1. 日時 平成18年10月6日(金) 2. 場所 第1志望都市の市役所玄関 3. 方法 掲示板に掲示(午前9時)す るとともに合格者のみに本 <u>人あて通知します。</u> また、各市ホームページに も掲載します。 |
| ・点字による受験の場合 | | 2. 専門試験(択一式または 記述式) 公務員として必要な知識、 能力、技術等(事務系は除 く) | |
| 平成18年 9月17日(日) 受験票に記載の時間割 を参照してください | 池田府市合同庁舎 池田市城南1-1-1 | | |

第2次以降の試験(詳細は別途通知)

| 日 時 | 場 所 | 試 験 科 目 | 発 表 |
|------------------|--------|--|---|
| 平成18年 10月中旬以降 | 各市試験会場 | 1. 面接 2. 実技試験(保育士のみ) 3. その他 (詳細については別途通知) | 最終合格発表 1. 日時 平成18年 11月中旬以降 2. 方法 合否にかかわらず 本人あて通知しま す。 |

試験成績の通知について

- (1) 第1次試験を受験し不合格となった場合、希望する人(本人に限る)に、得点と順位を通知します。
- (2) 申請の方法については、別添「試験成績通知申請書」の上部(申請にあたっての注意事項)をご覧ください。
- (3) 「試験成績通知申請書」は、各市ホームページ上からダウンロードすることができます。この場合、A4版の白色普通紙(コピー用紙)に黒色一色のインクで印刷してください。

採用の時期等

各市において最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、その後特別な事情が生じた場合を除き、おおむね平成19年4月以降に採用の予定です。

このほか、各市の欠員補充の関係上、採用の時期を変更する場合がありますが、その場合は事前に本人あて通知します。

また、市によって最終合格発表時において採用候補者名簿に補欠登録をする場合がありますが、補欠登録を受けた人は合格者や職員に欠員が生じた場合に限り繰り上げ採用の対象となります。

職員の給与について

初任給は、採用時の北摂各市における条例等の規定により定められた額が支給されます。

初任給のほか地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当が支給されます。また、6月、12月には期末手当や勤勉手当が支給されます。

受験手続

申込用紙請求先

試験申込書及び受験票用紙は、各受験都市の市役所受験申込先でお渡しします。申込書を郵便で請求する場合は、受験都市の市役所受験申込先宛の封筒(大きさは問いません)に「試験申込書請求」と「(受験する職種名)」を朱書し、その中には郵便番号、あて先を明記し140円切手を貼った返信用封筒(角形2号封筒(33cm×24cm程度))を必ず同封して郵送してください(普通郵便で可)。また試験申込書及び受験票用紙は、各市ホームページ上からダウンロードすることができます。この場合、A4版の白色普通紙(コピー用紙)に黒色一色のインクで印刷してください。

申 込 先

試験申込書及び受験票は、第1志望受験都市の市役所(下表)に郵送してください。

| 市名 | 区分 | 申 込 先 | 電 話 | 〒 | 所 在 地 |
|-----|----|------------------|--------------|----------|---------------|
| 豊中市 | | 豊中市役所総務部人材育成室人事課 | 06(6858)2019 | 561-8501 | 豊中市中桜塚3丁目1番1号 |
| 吹田市 | | 吹田市役所総務部人事室人事課 | 06(6384)1400 | 564-8550 | 吹田市泉町1丁目3番40号 |
| 高槻市 | | 高槻市役所総務部人事室人事課 | 072(674)7333 | 569-8501 | 高槻市桃園町2番1号 |
| 箕面市 | | 箕面市役所市長公室職員課 | 072(724)6707 | 562-0003 | 箕面市西小路4丁目6番1号 |
| 摂津市 | | 摂津市役所市長公室人事課 | 06(6383)1111 | 566-8555 | 摂津市三島1丁目1番1号 |
| 池田市 | | 池田市役所市長公室人事課 | 072(754)6203 | 563-8666 | 池田市城南1丁目1番1号 |
| 茨木市 | | 茨木市役所総務部人事課 | 072(620)1601 | 567-8505 | 茨木市駅前3丁目8番13号 |

申込受付期間

平成18年8月25日(金)から9月5日(火)まで

申し込みは郵送による方法のみに限ります(9月5日当日消印有効)

提 出 書 類

(1) 試験申込書及び受験票 各1通

試験申込書及び受験票は必要事項を記入し、封書にて必ず配達記録郵便等で送付してください。その際、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書し、その中には郵便番号、あて先を明記し290円切手を貼った返信用の定形封筒(23.5cm×12cm)(受験票の送付に使用します。)を必ず同封して郵送してください。

(2) 第1次試験合格者は別に通知する日までに学業成績証明書、卒業証明書又は卒業見込証明書、資格証明書又は資格取得見込証明書を提出してください。なお、高等学校卒業見込みの人は統一応募書類(調査書)を提出してください。

注 意 事 項

- (1) 申込書及び受験票の記載事項に不備がある場合には、お返しする場合がありますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意してください。
- (2) 申込書及び受験票を受付けた後、受験票を返送します。試験当日はこの受験票がないと受験できませんので必ずお持ちください。
- (3) 第1志望都市で不合格の場合でも、第1次試験の成績に応じて第2志望都市あるいは第3志望都市の合格者となる場合がありますので、第2、第3志望都市をできる限り記入してください。なお第2志望および第3志望がない場合は記入欄に斜線を引いてください。
- (4) この試験の申込みは、第1志望都市1市に限ります。なお、2市以上に受験申込みをされた場合は失格となります。
- (5) 試験に関する提出書類は一切お返ししません。
申込書に記載された情報は、この採用候補者試験の円滑な遂行のためだけに用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (6) 台風、洪水等により試験実施が危惧されるときは、第1志望都市へお問い合わせください。
(9月17日(日)の第1次試験を中止した場合は、9月24日(日)に順延し実施します。)

この試験についての詳細は、上記申込先にお問い合わせください。